

② 環境政策課から一般家庭向けの補助についてご案内

問・申 環境政策課(内線 125)

住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費の一部を補助します

住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する方に対して補助金を交付します。今年度からJ-クレジット制度への参加が条件となります。

詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。



詳しくはこちら

対象設備

【太陽光発電システム】

- ・太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値が10キロワット未満のもの
 - ・次に示す蓄電システムと接続し、発電した電力が当該住宅にて使用されるもの
- ※太陽光発電システムのみを設置は補助対象外

【蓄電システム】

- ・住宅などに設置された太陽光発電システムと接続され、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるもの
- ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるもの
- ・国が令和7・8年度に実施する(した)補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもの

補助額

【太陽光発電システム】 1キロワットあたり20,000円(限度額80,000円)

【蓄電システム】 蓄電システムの設置費用の額×1/3(限度額150,000円)

※J-クレジット制度への参加が困難な方は補助限度額は130,000円です。予算が無くなりしだい終了します。補助金の交付は、1世帯1回限りです。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ・補助金交付時に本市に住民登録している方
- ・市税に未納がない方
- ・設置者自らまたは同一住所地において居住する方が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行う方
- ・令和9年2月末日までに実績報告ができる方

※いずれも未使用のものに限ります。

※システム設置工事の着工前(システム付き住宅を購入する場合は購入前)かつ令和8年12月末日までに申請してください。

※交付決定後、システム設置が完了した日(システム付き住宅を購入した場合は引き渡しを受けた日)から30日以内または令和9年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。